

一般社団法人愛媛県建築士事務所協会 令和6年度事業計画

【令和6年3月22日 令和5年度第7回理事会承認】

（ 自 令和6年 4月 1日
至 令和7年 3月 31日 ）

I. 基本方針

建築士事務所協会は建築士法に位置づけられており、その目的である建築士事務所の業務の適正な運営、及び建築士事務所の開設者に設計等を委託する建築主の利益の保護を図るため、開設者に対する指導や研修及び所属建築士に対する設計等業務に関する研修に取り組む。

また、会員相互の結束を一層固め、建築設計・監理業務を通して建築文化の発展に寄与すると共に、公益事業の適正な実施と法定団体としての責務を果たし、広く社会に貢献する。

【重点施策】

（1）建築士事務所の健全な発展と地位向上

建築士事務所の健全な発展と地位向上のため、新しい告示第8号に基づく適正な業務報酬の確保、所員の建築技術の研修、次世代の人材育成等を支援する。

（2）県内の建築設備設計技術者の育成

県内の設備設計技術者の不足、高齢化への対応として、令和6年4月に設立される一般社団法人愛媛県設備設計事務所協会とも連携して設備設計に関する研修、資格取得の支援に努める。

（3）協会の財務改善

会員増強の推進による会費収入増及び収益事業としての講習会等開催に取り組むとともに、引き続きコスト縮減に努める。

II. 個別事業の計画

【実施事業（公益事業）】

1 事務所登録事業

- （1）的確で迅速な事務所登録に係る事務処理に努め、登録更新時期到来の通知サービスも継続する。
- （2）令和5年4月から新規事務所登録のオンライン申請の受付を開始しているが、令和7年4月からのオンライン申請の本格導入に向けて、登録手数料の見直しを含む県との協議を実施していく。
- （3）建築士事務所の業務に関して、県から建築士事務所立入検査の結果等に基づく建築士法違反事項等の改善に係る周知・再発防止等の要請があれば的確に対応する。

2 高校生建築競技設計事業

- (1) 建築を学ぶ高校生の設計の知識、技術の習得を支援するため、第47回愛媛県内高校生建築競技設計を実施し、その表彰式と第40回高校生建築アート展を5年度に引き続き松山三越で開催する。
- (2) 会員が講師を務める競技設計出前授業について、学校での授業と協会YouTubeチャンネルでの動画アップロード併用で効率的に実施する。

3 苦情相談事業

- (1) 建築士法第27条の5の規定に基づき、建築主その他関係者からの建築士事務所の業務に関する苦情相談に対応する。
- (2) 建築物の耐震診断、特定建築物の定期調査報告など建築士事務所の業務に関する問合せ、相談に対応する。
- (3) 既設ブロック塀に関する相談、現地点検の依頼があれば会員を派遣して無料調査を行う。
- (4) (公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター(住まいるダイヤル)が電話相談を行った苦情や紛争について、愛媛弁護士会が実施する専門家相談等に担当役員等が対応する。

【その他事業(収益事業)】

4 耐震診断事業

- (1) 耐震改修促進法に基づく既存建築物の耐震診断及び耐震補強設計について、耐震幹事会で申請物件の審査、指導を行ない、四国耐震診断評定委員会を他県協会と共同で運営する。
- (2) 同法に基づき、市町の補助事業として実施する木造住宅の耐震診断、耐震改修設計に関する評価を行う愛媛県建築物耐震評価委員会の事務局として事務処理を行う。6年度は能登半島地震の影響で、多数の評価依頼が予想されるので委員会開催増など利便性の向上に努める。

5 講習会開催事業

- (1) 法定講習
建築士法第22条の2の規定による建築士定期講習について、(公財)建築技術教育普及センターの協力機関として講習を実施する。
- (2) 知事指定講習
同法第27条の2第7項に基づく開設者に対する研修について、令和7年度に登録更新を迎える者を主な対象とする「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」を知事指定講習として実施する。
- (3) 設備設計講習会
設備設計技術者(設備設計事務所)不足への対応のため、建築士事務所内での人材育成として所員向けの建築設備設計に関する講習会を開催する。

(4) 建築士事務所新規開設者セミナー

建築士法第27条の2第7項に基づく開設者に対する研修の一環として、新規開設者向けに、業務と契約、営業等の実践的な内容とともに建築士事務所協会の理解を深めてもらうことを目的として開催する。

(5) 既存住宅状況調査技術者講習

空き家対策でもある中古住宅の流通促進の観点から、適合証明技術者講習と合わせて実施（オンライン）

(6) その他技術講習会

会員要望をふまえて、BIM、DX等の新技術を中心に講習会を適宜開催する。

(7) 見学会

会員の技術力向上のための現場見学会、竣工見学会を適宜開催する。特にSDGsを意識して設計された施設（例：中大規模木造建築物やCLT建築物等）を重点的に選定する。

6 共益事業

(1) 書籍販売事業

「四会連合協定 建築設計・監理業務委託契約書類」や書籍の会員価格での販売

(2) 委員会活動事業

1) 委員会

(ア) 総務・財務委員会

- ・本会運営の総合調整、各種規程見直し等
- ・県、市町への要望活動（日事連共同、協会独自）及び意見交換会の実施

(イ) 業務・技術委員会

- ・建築士事務所の業務に係る各種基準等の策定
- ・現場見学会の企画（教育・情報委員会とも連携）

(ウ) 会員委員会

- ・新たに会員増強アクションプランを定めて実行する。
- ・各種懇親会、ゴルフ大会、ボウリング大会等の実施
- ・賛助会員による商品・工法説明会の開催（7月、12月）

(エ) 広報・渉外委員会

- ・会報誌「JAAF えひめ」の発行
- ・協会ホームページ、YouTubeチャンネルのコンテンツ充実による情報発信力強化に努める。
- ・JAAF えひめに掲載してきた建築写真家の北村徹氏撮影の愛媛の近代名建築の写真集を発行する。

(オ) 教育・情報委員会

- ・会員要望や日事連情報もふまえて独自の講習会・研修会の実施
- ・現場見学会の企画（業務・技術委員会とも連携）

(カ) 指導委員会

- ・ 苦情相談事業への対応

2) 特別委員会

(ア) 青年・交流委員会

- ・ 5年度に制作した建築士紹介パンフレットを河原学園お仕事フェスタをはじめ、様々な機会において活用する。
- ・ 令和5年度に発足した日事連中四国ブロック協議会青年部会において、他県青年部等と積極的に意見交換等を行う。

(イ) 設備設計検討委員会

- ・ 総合建築士事務所と設備設計事務所間での設備設計料のあり方、標準的な考え方を設備設計事務所協会と意見交換を行い検討

(ウ) その他特別委員会

- ・ 耐震幹事会、競技設計委員会は担当する耐震診断事業、競技設計事業の的確な実施
- ・ 財務改善特別委員会は、収支の現状と将来予測の分析を行い、財務改善に有効な施策の提案
- ・ その他の倫理委員会等は必要に応じて開催

(3) 支部活動事業

各支部区域の公共団体が実施する建築パトロールに参加するほか、中予支部においては建築士会松山支部とも協力して松山市消防局と連携した相互勉強会等に取り組む。

(4) 会員増強事業

- ・ 建築士事務所賠償責任保険助成

会員への日事連建賠保険加入時の助成（25,000円）を継続する。

- ・ 会員増強アクションプラン

協会活動維持、財務改善のためには会員増強は喫緊の課題である。新たな会員増強アクションプランに基づき各種施策に取り組む。

(5) 後継者支援事業

青年・交流委員会の日事連中四国ブロック協議会青年部会での活動等に要する費用を助成する。

(6) 設備設計技術者育成事業

会員（所員）の建築設備士や設備設計一級建築士の資格取得への支援を行う。

(7) その他事業

- ・ 新居浜市建築物改修に関する設計支援業務

その他公共団体から発注支援に係る協議があれば積極的に対応する。

- ・ 地域防災への貢献としての会員の防災士資格取得支援

(松山市防火連絡協議会からの助成の活用共)

7 管理費（法人会計）

(1) 総会、理事会予定

- ・ 通常総会 5月22日(水) ANAクラウンプラザホテル松山
功労者表彰、従業員表彰、賛助会員感謝状
- ・ 理事会 第1回 4月24日
- 第2回 5月22日(通常総会前)
- 第3回 5月22日(通常総会中)
- 第4回 7月上旬
- 第5回 9月上旬
- 第6回 12月上旬
- 第7回 2月上旬(高校生建築競技設計審査会日)
- 第8回 3月下旬

(2) 日事連行事

- ・ 全国大会(福井大会)参加(～30名)
10月11日(金)(青年話創会10月10日(木))
- ・ 全国会長会議(会長出席) 6月、12月
- ・ 中四国ブロック協議会会長会議 年4回(うち1回は事務局長会議(WEB))

(3) 県・関係団体との連携

- 各種協議会等の会員として総会への出席等
- ・ 愛媛県建築物安全安心マネジメント協議会(事務局:県)
- ・ 愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会(同上)
- ・ 愛媛県住宅建設振興協議会(同上)
- ・ 愛媛県空き家対策ネットワーク(同上)
- ・ 災害時士業連携連絡会議(事務局:持回り)
- ・ 愛媛県建築4団体会長懇話会

その他